

【 文化スポーツ部 】

件 名	府内私立中学校の設置認可について
<p>申立概要 【受理 27.4.30】</p>	<p>○ A中学校の運動場面積は、中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）を満たしておらず、設置認可に問題がある。学校が提出している書類上の運動場である滋賀県の土地を加えれば設置基準を満たすが、その土地を学校が運動場として使用した実績もない。</p> <p>○ A中学校の運動場は、B高等学校の運動場も兼ねており、この狭い土地で中高併せて多数の生徒が学校生活、体育の授業、クラブ活動を行うことによって、生徒は日々危険にさらされているが、文教課は、安全について配慮しなければならない学校設置の判断について、学校側にその責任を押しつけ、文教課として責任を負うことを放棄しており問題である。</p>
<p>確認事項 【通知 27.6.10】</p>	<p>○学校の設置基準について 昭和22年に設置認可されたA中学校の校地内にある運動場の面積は設置基準で定められた面積以下であるが、設置基準の附則において、規定の施行の際に既存の中学校については、従前の例によることができることとされていること、また、A中学校は、滋賀県校地も有しており、遠隔地にあるため日常的な利用はされていないが、学校行事やクラブ活動で利用されていることから、文教課として、設置基準上問題ないものと判断している。</p> <p>○学校の安全配慮について 文教課が学校法人に対して有する指導権限は、学校設置等に係る許認可及び私立学校振興助成法に基づく補助金に関してであり、この権限に基づく私立学校検査において、A中学校について学校運営に当たっての安全対策、問題となる施設等はないことが確認されている。 また、運動場の使用に関しては、各学年の授業において使用が重ならないよう、体育科の教員間で中高の各学年で使用する運動場や体育館などの授業時間の割り振りの調整をはじめ、近隣の公共グラウンドを補完的に活用するなどの配慮も行われている。</p>